

平成二十年十一月十四日受領  
答弁第一九七号

内閣衆質一七〇第一九七号

平成二十年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣  
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出産婦人科医の勤務実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出産婦人科医の勤務実態に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の調査によつては、産婦人科医師が勤務する事業場において労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項に規定する協定が締結されているかどうか等が明らかでないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

従来から労働基準監督機関においては、産婦人科医師が勤務する事業場を含め、労働基準法第百四条に基づき申告がされるなど同法に違反している疑いのある事業場に対しては、同法第百一条に基づき臨検等を行つているところであり、御指摘の産婦人科医師の勤務実態について、労働基準法違反かどうかという観点から新たに調査を行うことは考えていない。

三について

過去二年間の産婦人科医師の勤務実態の変化については具体的に把握していないが、現在、病院に勤務する医師の勤務環境を改善するため、交代制勤務等を導入する病院への補助等の取組を行つているところ

である。